

議案第 88 号

静岡市一般廃棄物処理施設の技術管理者の資格を定める条例の一部改正について

静岡市一般廃棄物処理施設の技術管理者の資格を定める条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 31 年 2 月 21 日提出

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市一般廃棄物処理施設の技術管理者の資格を定める条例の一部を改正する条例
静岡市一般廃棄物処理施設の技術管理者の資格を定める条例（平成24年静岡市条例第9号）
の一部を次のように改正する。

本則第6号中「短期大学」の次に「(同法に基づく専門職大学の前期課程を含む。)」を、「卒業した」の次に「(同法に基づく専門職大学の前期課程を修了した場合を含む。)」を加え、本則第7号中「短期大学」の次に「(同法に基づく専門職大学の前期課程を含む。)」を、「卒業した」の次に「(同法に基づく専門職大学の前期課程を修了した場合を含む。)」を加える。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。